別紙　貸付規程標準例（要綱第９条第３項）

**○○農園特定農地貸付規程**

（目的）

第１　この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に○○○○（以下「開設者」という。）が行う特定農地貸付法第２条第２項第５号に規定された、特定農地貸付け（以下「貸付け」という。)の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第２　本貸付けは、開設者が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第３　貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び開設者が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（貸付要件）

第４　貸付条件は次のとおりとする。

（１）貸付期間は、○年間とする。

（２）貸付けに係る賃料は、１区画当たり年間○○○○○円とする。

（注）区画の面積によって賃料が異なる場合には、その旨記載する。

他に付帯費用（水道使用料等）が必要な場合には、その旨記載する。

（３）貸付面積は１区画おおむね○○㎡とし、１人当たり１区画とする。

（４）貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年○月○日までに支払うものとする。

２　貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

　（１）建物及び工作物を設置すること。

　（２）営利を目的として作物を栽培すること。

　（３）貸付農地を転貸すること。

　（４）野菜もしくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。

　（５）指定された区画以外に立ち入る等他の借受者に迷惑を及ぼすこと。

（６）近隣の土地に立ち入ったり、周辺道路への駐車等近隣農地耕作者や近隣住民に迷惑を及ぼすこと。

（募集の方法）

第５　貸付けを受けようとする者の募集は、○○○○等による一般公募とする。

２　募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることになる日の○○日前から○○日間とする。

（申込みの方法）

第６　貸付けを受けようとする者は、別に定める方法により指定された期日までに、開設者に申込まなければならないものとする。

（選考の方法）

第７　開設者は、第６の規定に基づき申込みをした者の中から、借受者を決定するものとする。

２　申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選等により借受者を決定するものとする。

（貸付農地の管理・運営等）

第８　開設者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るために管理者を設置する。

２　管理者は、次の業務を行う。

　（１）貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示

　（２）貸付農地における作物の栽培指導

（貸付農地の環境整備等）

第９　借受者には、次のことを厳守させるものとする。

　（１）収穫後の残渣等については、借受者が使用している区画の土中に埋め込むか、開設者又は管理者の指示に従うこと。

　（２）借受者は、借受者が使用している区画や使用した施設等については、清掃及び整理整頓を行うほか、ゴミは持ち帰る等他の借受者と協力して貸付農地の環境の整備、保全に努めること。

（貸付契約の解約等）

第10　次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

　（１）借受者から貸付契約の解約の申し出があったとき

　（２）第４の２に掲げる行為をしたとき

　（３）貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

（貸付農地の返還）

第11　借受者は第４の１の（１）の規定による貸付期間が終了したとき又は第10の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

（賃料の不還付）

第12　借受者が既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

　（１）借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合

　（２）開設者が相当な理由があると認めたとき

（貸付け事業の中止）

第13　開設者は、特定農地貸付け事業を中止し、又は廃止する場合は、少なくともその６か月以前に借受者に告知するものとする。

附則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第３条第３項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。